

下呂市広告宣伝等支援事業要項

【申請期間】

令和5年12月22日（金）から令和6年5月10日（金）まで

【対象者】

1. 下呂市内に事業所等を有する中小法人等
2. 令和5年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等
3. 下呂市内の事業者等で下呂市民を雇用している個人事業者等

【申請書類の提出方法】

（1）窓口申請

下呂市役所観光商工部商工課又は各地区振興事務所へ提出してください。

- 【提出先】
- ・下呂市森960番地ふれあいセンター 下呂市役所観光商工部商工課
 - ・下呂市森801番地10下呂市民会館 下呂振興事務所
 - ・下呂市萩原町萩原1166番地8星雲会館 萩原振興事務所
 - ・下呂市金山町大船渡600番地8 金山振興事務所
 - ・下呂市小坂町小坂町815番地5 小坂振興事務所
 - ・下呂市馬瀬名丸406番地 馬瀬振興事務所

（2）郵送申請

令和6年5月10日（金）の消印有効です。

【送付先】

〒509-2295

岐阜県下呂市森960番地 ふれあいセンター1階

下呂市役所観光商工部商工課 宛

【問い合わせ先】

下呂市役所観光商工部商工課

（電話番号）0576-24-2222 内線162

（受付時間）8:30～17:15

※土、日、祝日は申請受付や問い合わせの対応は行いません。

※更新する場合がありますので、申請時に最新版を確認してください。

■事業概要■

(1) 趣旨

原油高や物価高騰に伴い市内事業者の経営悪化が懸念される中、売上回復や販路拡大を目的とした広告および宣伝活動等を行い、積極的に誘客促進を図る事業者を支援するため、その経費に対して補助します。

(2) 補助対象者

1. 下呂市内に事業所等を有する中小法人等
2. 令和5年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等
3. 下呂市内の事業者等で下呂市民を雇用している個人事業者等

(3) 申請受付期間

令和6年5月10日（金）まで

(4) 補助対象期間

令和5年12月22日（金）から令和6年5月17日（金）まで

(5) 補助対象経費

広告宣伝費等に要し支出した次の経費

経費名	経費内容
印刷製本費	印刷事業者等へのチラシ作成に係る費用等
掲載料	雑誌やWEB広告等への掲載料等
委託費	委託に係る費用
消耗品費	チラシ等作成に係る事務用品代等

- ・備品は除く
- ・その他市長が必要と認める経費

(6) 補助率・限度額等

補助率：3/4以内

限度額：1事業者につき50千円

申請回数：1事業者につき1回

(7) 申請受付の終了

※補助金交付申請額が予算上限額（3,000千円）に達し次第、交付申請の受付を終了します。

(8) 対象外経費

- ・本事業の趣旨にそぐわない経費

(9) 申請・実績報告書様式

- ・下呂市補助金等交付規則の規定に基づく様式を準用する。

(10) 実績報告書の提出及び請求期限

- ・令和6年5月20日（月）

(11) 添付資料

- ・対象経費の明細が分かる書類（見積書等の写し）
- ・雇用証明書（下呂市に課税権のない個人事業者の場合）
- ・その他参考書類